

1 隣接法律職について

個別法に基づき弁護士の職域の一部、又はその隣接域を限定的に自己の職域法分野とする法律資格業者のこと。具体的には、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士などの国家資格者を指す。

近年、この隣接法律職がクローズアップされている。なぜ注目されているかと言うと、ここ数年法令順守（コンプライアンス）が叫ばれ、行政機関の事前・事後の指導、処分が多くなってきていることが要因として挙げられる。また、法令も以前より厳しくなってきた専門的な対策が必要になってきていることも要因の一つである。

キーワード…業務の高度化・専門化

独自分野（専門分野）

弁護士…訴訟

司法書士…登記申請

行政書士…許認可申請

税理士…税務申告

社会保険労務士…給与計算・社会保険申請

職域拡大

司法書士…簡易裁判所代理権

行政書士…事実証明・権利義務に関する書類作成代理、聴聞代理

税理士…税務に関する裁判の補佐人

社会保険労務士…労働問題に関する紛争解決手続代理

2 行政書士の業務（許認可業務）について

わが国は憲法上自由権が保障されているが、なんでもかんでも自由には行えず、行政が個人や法人(会社等)の権利の一部を制限して規制を行うのが一般的である。(規制国家)

事例1 外国人と結婚したが結婚相手の外国人が日本で生活をするためには「出入国管理及び難民認定法(入管法)」に定められている要件・基準をクリアしなければ外国人は日本に入国出できない。

事例2 建設会社が1件の請負金額が500万円以上(建物一棟の工事は1500万円以上)の工事を請負うには建設業の許可がないと工事の受注はできません。もし、許可を受けずに500万円以上の工事を行うと、建設業法違反により処罰されます(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)。その為、建設業者が大きい工事を行うには建設業の許可が必要になります。また、大手が下請けに工事を発注するには、下請け業者が許可を持っていないと工事が行えません。

その他

不動産の取引・仲介を行うには

⇒ 宅地建物取引業免許の申請

運送業（トラック貨物・バス旅客）を行うには

⇒ 一般貨物・一般旅客自動車運送事業経営許可の申請

レストランバー（深夜0時以降も営業する場合）を行うには

⇒ 深夜における酒類提供飲食店営業開始届出の申請

農地を宅地等に転用するには

⇒ 農地法上における許可・届出の申請

産業廃棄物(建築資材ゴミ等)を運搬するには

⇒ 産業廃棄物収集運搬業許可の申請

このように、会社や個人が商売などを行う場合、行政によりたくさんの規制があり（公共の福祉による制限）、許認可等がないと経済活動などができない仕組みになっています。

行政書士が法律のプロとして、各種法令を熟知し申請に必要なアドバイスをして書類の作成をし、煩雑な手続きを一般人に代わって処理していくのが許認可手続きです。また、許可後も各種規制があるので業法違反にならないように会社に対して法務コンサルティングを行うことがあります。ここ数年、特に事後規制が強化されています。法令違反の行政指導、行政処分、必要書類の管理、従業員の管理、会社の業務・財務内容などについても行政が監視してきています。

3 行政書士業務の専門化

近年は、相続業務専門、入管業務専門、建設業務専門といった自分の得意分野に特化して事業展開する事務所が増えてきています。

事例1 自動車関連に特化している事務所

Y先生は開業半年の若い先生である。彼の実家は自動車修理及び中古車販売業を営んでいる。彼は中古車個人売買の代理を主な業務として売上を伸ばしている。個人売買での一番のトラブルは「契約関係」と「車の性能（きちんと動くか）」である。個人売買だと車庫証明、自動車の移転登録も個人でやらなければならない。さらにナンバー変更が必要な場合は、自分で車を管轄陸運支局持ち込み、ナンバーの取付けなどを全て行う必要がある。そこでY先生は個人間の売買において契約書作成、車の性能点検・整備、移転登録申請など“車に精通していないとできない業務形態”で他の事務所との差別化を図り、成功している。出張封印制度が行政書士に認められて

いて、陸運支局に車を持ち込まないで、相手先の自宅などにてナンバー取付けができるので、さらなる業務拡大に取り組んでいる。

事例2 外国人業務に特化している事務所

N先生はサラリーマン時代、海外勤務を10年行ってきた。赴任先は中国、アメリカ、ブラジルなど数各国。50歳の時に行政書士として独立開業、海外勤務の語学力を駆使し、日本にいる外国人や、これから日本にやってくる外国人の為の在留許可（ビザ）申請業務に特化している。さらに、外国と日本で契約を結ぶ時の契約書作成代理や翻訳業務、各国の法律を研究し国際間の商業取引のコンサルタントも行っている。やはり語学力があると外国人との相談もスムーズに行え、海外勤務時代に培った人脈から商業契約・翻訳の依頼も多数こなしている。

事例3 薬事法関連業務に特化している事務所

T先生は薬学部を卒業し、医薬品関連の会社に勤務していた。不況のあおりでリストラに遭い、行政書士試験に合格し行政書士として独立・開業した。会社勤務時代に薬事法関連の申請を何回か行った経験があったので、この分野に特化して業務を行っている。海外から医薬品を輸入してインターネットなどで販売する時は、この薬事法の申請が必要な場合がある。この分野は薬事に関する知識がないと申請手続きが行えないのでT先生はこの分野の第一人者として現在も活躍している。

さらに行政書士業務も高度化・専門化している

許認可業務の種類は何千種類と言われていますが、年齢、性別、国籍など関係なく自分の今までの経験や得意分野を生かして仕事ができるのが行政書士業務の魅力である。

4 行政書士の業務(民事法務業務)について

「権利義務に関する書類」とは

端的に説明すると、相手に支払いや特定の行為の要求が出来る書類のことです。具体的には、各種契約書(不動産契約書、賃貸借契約書、売買契約書)や、離婚・交通事故等における損害賠償の示談書(念書)などがあります。

この業務を行うには、民法の知識が格段に高くないと行えません。損害賠償をする根拠条文は何か、契約書における条件をどのようにするか、担保責任をどうするかなど詳しく理解する必要があります。生半可な知識では対応できない分野です。

「事実証明に関する書類」とは

相続が発生すると、相続人は誰か、相続財産はどれくらいあるのかなどの調査を行うことがあります。行政書士は相続手続きの代理を業務として行えます(但し、税務申告や相続登記などは行えません)。この、相続人が誰かを特定し家系図を作成するのが事実証明です。財産総額も銀行口座、証券口座、土地、建物、現金、負債などを調査して財産がプラスかマイナスかを報告書にまとめるのが事実証明です。

また、交通事故において被害額(休業損害、通院費用など算定)の調査をして、損害賠償額を算定するのも事実証明です。この査定を基に、加害者の加入している保険会社に支払い請求をするのは権利義務に関する書類作成業務となります。

行政書士が相続手続き代理や交通事故における手続き代理が行えるのも、行政書士法が平成14年に改正されたことが大きいです。これにより「民事法務」という分野が新たに開拓され業務拡大となりました。

※ ただし、相手方と合意ができていない案件の示談交渉は弁護士法72条の関係で行政書士は行えません。

5 行政書士の未来は…

近年、税理士事務所からの許認可の相談・依頼が多くなりました。税理士の顧問先が新たに業務拡大したいから許可を取りたいとか、法律に関する相談にのってほしいなどの依頼があります。行政書士は、許認可に関することは徹底的に研究し、弁護士や税理士に頼りにされています。

また、超高齢社会に向けて相続に関する業務も増えています。行政書士は、遺言書作成から相続執行までの業務ができるので、業界では成長産業と言われています。

そのためには、試験に合格した後も徹底的に勉強する必要があります。

以 上